



# 宮 崎 県 公 報

令和4年9月22日(木曜日) 第342号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1

頁

### 公 告

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (4件) …………… ( “ ) 2
- 公共測量の実施の通知 (3件) …………… (管理課) 4
- 公共測量の終了の通知…………… ( “ ) 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションぽぴー	日向市曾根町1丁目108番地	令和4年7月8日
みどり薬局	児湯郡高鍋町大字北高鍋1258番地2	令和4年8月1日
いのまた整形外科クリニック	都城市五十町2267-3	令和4年9月1日

### 宮崎県告示第 623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
みどり調剤薬局	児湯郡高鍋町大字北高鍋1258番地2	令和4年7月31日
ありしま歯科医院	都城市菓子野町10272-1	令和4年8月31日

### 宮崎県告示第 624号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
寺原 晃典 尾鈴接骨院	児湯郡川南町大字平田1409-6	令和4年9月1日

### 宮崎県告示第 625号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字井掛山2313-1、2313-2、2317-7
  - 指定の目的 水源の涵養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 626号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字西十亀山2226
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 627号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字横平 308-1、308-ロ
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 628号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字小原 665-84
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 629号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
  - 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和41年1月28日宮崎県告示第56号

- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 630号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日向市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 631号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 632号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。串間市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (路線測量)
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業期間  
令和 4 年 9 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (用地測量)
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下合戦
- 3 作業期間  
令和 4 年 9 月 2 日から令和 4 年 11 月 11 日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量、水準測量、路線測量、TS等現地測量)
- 2 作業地域  
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字栗原
- 3 作業期間  
令和 4 年 9 月 2 日から令和 5 年 2 月 24 日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (用地測量)
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業終了日  
令和 4 年 9 月 5 日